

記者発表資料

識名トンネル工事の国庫補助金取消処分に対する 沖縄県からの不服の申出に対する措置について

本日、内閣府沖縄総合事務局は、沖縄県の不服の申出に対し棄却を決定し通知いたしました。
概要は別紙のとおりです。

平成24年5月21日(月)

内閣府沖縄総合事務局開発建設部

【問い合わせ先】

内閣府沖縄総合事務局開発建設部

管理課長 野島 孝一郎、課長補佐 大城 護

TEL : 098-866-1901 (直通)

【別紙】

虚偽の契約書を作成し補助金の交付を受けた「識名トンネル新設工事（送水管沈下対策工）」（以下、「本件工事」という。）に係る「平成20年度国土交通省都市・地域整備局所管国庫補助事業（街路事業：真地久茂地線外1線）」（以下、「本件補助事業」という。）については、平成24年3月1日付けで補助金交付決定を取消したところであるが、沖縄県は、本件工事の補助金全額返還及び利息請求は不当であり、取消処分のうち「3年国債工事の変更協議が調ったとした場合の増額分（国庫補助金 213,229,800 円）及びその利息額（31,365,562 円）」について不服あるとして、平成24年3月30日に不服の申出を提起した。これに対し沖縄総合事務局は、不服の申出を棄却として、平成24年5月21日に沖縄県へ通知した。その概要は次のとおりである。

1. 沖縄県が主張する概要

- (1) 本件工事の補助金は、全額、本件補助事業の国庫補助金として使用されている。
- (2) 会計検査院から虚偽契約と指摘を受けた本件随意契約は、トンネル工事の特殊性等やむを得ないものであった。
- (3) 工事担当者らのやむを得ない追加工事等の現場指示という特段の事情が存していた。また、許容されるものと誤信しての補助金申請であり、民法第704条に定める「悪意の受益者」には該当しないと解すべきである。
補助金申請は、不正不当な申請等には該当せず、重大な過失もない。
- (4) 沖縄総合事務局の完了検査で特に問題となる指摘もなかった。
- (5) 本件工事は、仮に本来の手続きを取ったとしても変更協議が成立せず、請負業者より裁判問題が提起された場合には、本件工事の随意契約額が相当額であると認定される可能性が高い等の特段の事情が存すること等を総合的に考慮すれば、本件補助金全額の返還及び利息請求は不当であると思料する。

2. 当局の審理結果

- (1) 交付決定前に施工した工事が補助対象にならないことは明白であり、使途が本件補助事業であることをもって、直ちに国庫補助事業の対象となるものではない。
- (2) トンネル工事の特殊性等は、補助金交付決定取消事由（補助金交付決定前に工事を施工した後、虚偽の工期で契約を締結し、補助金を受給したこと）に対する抗弁とはなっていない。
- (3) 工事請負契約書に定める手続きによらず虚偽契約を行った特段の事情は認められない。契約書の工期をあえて偽装したのは、実際の工期を記載した場合は補助金の交付が受けられないと了知していたからと考えるのが相当であり、「悪意」がないとの主張は認められない。
- (4) 完了検査で指摘を受けなかったから不正が認められたとの主張は、法令遵守の意識が疑われるものであり、著しく不当で到底採用することはできない。
- (5) そもそも、不正な申請による補助金交付決定の取消を行ったものであり、沖縄県と請負業者間の契約の有効性が、本件取消処分に影響するものではない。

以上、沖縄県の主張は、理由がないことから棄却とする。